

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	自立支援医療費(精神通院医療)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県は、自立支援医療費(精神通院医療)受給者証の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県知事

公表日

令和7年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療費(精神通院医療)に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者又はてんかんを有し、通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の者に対して、自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定を行う。</p> <p><特定個人情報ファイルを使用して実施する事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療費(精神通院医療)支給認定(新規・再認定)に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院医療)支給認定の変更(所得区分・医療機関)に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院医療)受給者証等記載事項変更(氏名・住所・保護者・保険者証)に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院医療)受給者証の再交付に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院医療)受給者証の返還に関する事務 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	精神障害者手帳等発行システム・統合宛名システム・中間サーバ・Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療費(精神通院医療)台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 108の項、109の項、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条第6号、同条第7号、同条第11号、第55条の2、第55条の3第1号、同条第2号、同条第2号 <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 26の項、53の項、56の2の項、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号、第30条第12号、第44条第1号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	滋賀県立精神保健福祉センター
②所属長の役職名	所長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 TEL:077-528-3121 滋賀県立精神保健福祉センター 〒525-0072 滋賀県草津市笠山八丁目5番130号 TEL:077-567-5028
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	滋賀県立精神保健福祉センター 〒525-0072 滋賀県草津市笠山八丁目5番130号 TEL:077-567-5028
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、原則申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また業務システムに入力をする際は、複数人で確認をした上でマイナンバーの紐付けを行っており、更新時にも申請者からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、再度確認している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] </div> <div style="width: 35%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> [7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策] </div> <div style="width: 35%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> [<input type="checkbox"/> 十分である] </div> <div style="width: 35%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	職員のアクセス権限を設定し、そのアクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理している。各年度ごとにアクセス権限の発効・失効の管理を行い、必要最低限の人数、情報の範囲となるよう徹底している。また住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定し、不正な提供が行われないようリスク対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市川 忠稔	丸山 英明	事後	
平成30年5月31日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番84	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一 項番84 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条 	事後	
平成30年5月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2 <ul style="list-style-type: none"> 情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第2欄(事務)の内容に自立支援給付の支給に関する情報が含まれる項(108～110の項) 情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第4欄(特定個人情報)に「自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(56の2の項) 	番号法第19条第7号別表第2 <ul style="list-style-type: none"> 情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第2欄(事務)の内容に自立支援給付の支給に関する情報が含まれる項(108～110の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第4欄(特定個人情報)に「自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(56の2の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条 	事後	
平成31年4月10日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	丸山 英明	課長	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	滋賀県庁健康医療福祉部障害福祉課	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 健康医療福祉部障害福祉課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁舎新館2階 電話番号 077-528-3543	事後	組織名の変更
平成31年4月10日	IV リスク対策 1. 提出する個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月10日	IV リスク対策 3. 特定個人情報情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	IV リスク対策 3. 特定個人情報情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	IV リスク対策 5. 特定個人情報情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	—	提供・移転しない	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	IV リスク対策 7. 特定個人情報情報の保管・消去	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	IV リスク対策 8. 監査	—	自己点検	事後	様式の変更による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月10日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	様式の変更による。
平成31年4月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	平成27年5月1日時点	平成30年3月31日時点	事後	
平成31年4月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	平成27年5月1日時点	平成30年3月31日時点	事後	
令和3年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	平成30年3月31日時点	令和3年1月31日時点	事後	
令和3年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	平成30年3月31日時点	令和3年1月31日時点	事後	
令和3年3月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 項番84 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	・番号法第9条第1項 別表第一 84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2 ・情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第2欄(事務)の内容に自立支援給付の支給に関する情報が含まれる項(108～110の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 ・情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第4欄(特定個人情報)に「自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(56の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条	○情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二 108の項、109の項、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条第6号、同条第7号、同条第11号、第55条の2、第55条の3第1号、同条第2号、同条第4号 ○情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二 26の項、53の項、56の2の項、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号、第30条第12号、第44条第1号	事後	
令和7年3月11日	評価書名	自立支援医療受給者証の交付事務 基礎項目評価書	自立支援医療費(精神通院医療)に関する事務 基礎項目評価書	事後	実態に即した変更
令和7年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	自立支援医療受給者証の交付事務	自立支援医療費(精神通院医療)に関する事務	事後	実態に即した変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、申請の受理、進達事務、受給者情報の照会業務、自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定および自立支援医療受給者証(精神通院医療)の交付に係る事務を実施する。	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者又はてんかんを有し、通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の者に対して、自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定を行う。</p> <p><特定個人情報ファイルを使用して実施する事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療費(精神通院医療)支給認定(新規・再認定)に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院医療)支給認定の変更(所得区分・医療機関)に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院医療)受給者証等記載事項変更(氏名・住所・保護者・保険者証)に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院医療)受給者証の再交付に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院医療)受給者証の返還に関する事務 <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。 	事後	実態に即した変更およびPMH導入による変更
令和7年3月11日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者手帳システム・統合宛名システム・中間サーバ	精神障害者手帳等発行システム・統合宛名システム・中間サーバ・Public Medical Hub(PMH)	事後	PMH導入による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月11日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	障害者手帳システムWeb/DBサーバ・統合基盤サーバ・統合宛名システムサーバ・中間サーバ	自立支援医療費(精神通院医療)台帳ファイル	事後	実態に即した変更
令和7年3月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康医療福祉部障害福祉課	滋賀県立精神保健福祉センター	事後	評価実施機関の変更
令和7年3月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長	所長	事後	評価実施機関の変更
令和7年3月11日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 健康医療福祉部障害福祉課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁舎新館2階 電話番号 077-528-3543	総合企画部県民活動生活課県民情報室 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 TEL: 077-528-3121 滋賀県立精神保健福祉センター 〒525-0072 滋賀県草津市笠山八丁目5番130号 TEL: 077-567-5028	事後	評価実施機関の変更
令和7年3月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁舎新館2階 健康医療福祉部障害福祉課(077-528-3543)	滋賀県立精神保健福祉センター 〒525-0072 滋賀県草津市笠山八丁目5番130号 TEL:077-567-5028	事後	評価実施機関の変更
令和7年3月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	令和3年1月31日時点	令和7年3月1日時点	事後	再評価に伴うしきい値判断結果の反映
令和7年3月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和3年1月31日時点	令和7年3月1日時点	事後	再評価に伴うしきい値判断結果の反映

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月11日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	実態に即した変更
令和7年3月11日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更
令和7年3月11日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、原則申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また業務システムに入力をする際は、複数人で確認をした上でマイナンバーの紐付けを行っており、更新時にも申請者からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、再度確認している。	事後	様式の変更
令和7年3月11日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	事後	様式の変更
令和7年3月11日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	様式の変更
令和7年3月11日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	職員のアクセス権限を設定し、そのアクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理している。各年度ごとにアクセス権限の発効・失効の管理を行い、必要最低限の人数、情報の範囲となるよう徹底している。また住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定し、不正な提供が行われないようリスク対策を講じている。	事後	様式の変更